

(写)  
2 西監第 164 号  
令和 3 年 2 月 26 日

西東京市議会議長 田中 のりあき 殿  
西東京市長 池澤 隆史 殿

西東京市監査委員 櫻井 勉

西東京市監査委員 橋本 勇

西東京市監査委員 小幡 勝己

令和 2 年度財政援助団体監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により、通知願います。

# 財政援助団体監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

## 第2 監査の対象団体及び所管課

- 1 交付金交付団体 西東京市職員互助会（以下「互助会」という。）
- 2 所 管 課 総務部職員課

## 第3 監査委員の除斥

本監査においては、監査委員である櫻井勉委員について、同法第199条の2の規定により、除斥して実施した。

## 第4 監査の範囲

互助会へ交付した令和元年度の交付金に係る出納その他の事務の執行

## 第5 監査の期間

令和2年8月3日から令和3年2月25日まで

## 第6 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

## 第7 監査の実施内容

互助会については、交付金が交付目的に沿って適正かつ効率的に執行され、経理事務等が適切に処理されているか、また、総務部職員課については、交付金の交付事務が規則及び要綱に従い適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

## 第8 監査の日程及び実施場所

- 1 実 査 令和2年10月15日 実施場所：互助会事務所
- 2 説明聴取 令和2年11月25日 実施場所：監査委員室
- 3 講 評 令和3年1月29日 実施場所：監査委員室

## 第9 監査の着眼点

### 1 互助会

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と交付金交付事務所管課へ提出した交付金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び交付金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、交付金が交付対象事業以外に流用されていないか。

- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 交付金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

## 2 総務部職員課

- (1) 交付金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 交付金の交付目的及び交付対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 交付金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 交付金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 交付金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 交付金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## 第10 互助会の概要

### 1 目的

福利厚生事業、給付事業及び貸付事業を通して、会員及びその家族の福祉増進、会員の相互扶助、生活擁護を行うことを目的とする。

### 2 設立

平成13年1月21日

### 3 事業内容

事業は西東京市職員互助会規約により、福利厚生事業、給付事業、貸付事業に大別され、西東京市職員互助会に関する条例施行規則により市の交付金及び会員の会費等で運営されている。なお、市の交付金は西東京市職員互助会交付金等交付要綱により福利厚生事業に充てられ、会員の会費は給付事業、貸付事業、福利厚生事業に充てられている。

### 4 組織（令和2年3月31日現在）

- (1) 機関 理事会9人、評議員会26人、監事2人、  
委員会（総務企画委員会・事業委員会）
- (2) 役員 理事長1人、副理事長2人、理事6人（うち会計1人）、会計1人、  
監事2人
- (3) 事務局 総務部職員課
- (4) 会員 1,040人

### 5 収支の状況

互助会の令和元年度収入決算額は、30,072,268円であり、支出決算額は29,730,794円である。

## 第11 市との関係

市は、西東京市職員互助会交付金等交付要綱に基づき、予算の範囲内で交付金を交付している。

なお、令和元年度における互助会に対する交付金の交付決定額は14,875,520円、確定額は11,928,556円で、2,946,964円が返還されている。

## 第12 監査の結果

この監査において、市が互助会に対し交付している交付金については、本来の交付目的に沿って執行され、対象となる事業の効果についても確認することができた。しかし、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので以下に記述する。

### 1 個別的指摘事項

#### (1) 互助会

互助会は、会員の元気回復及び保健に関する事業、会員の文化教養に関する事業などを、条例に基づき市から交付金を受けて実施することにより、会員の福利厚生の向上を図っている。

しかし、次のとおり改善を要する事務処理が見受けられた。

- ・要項、様式、手引き、申請案内など、手続を確認する諸規定の不整合
- ・申請書及び実績報告書の内容の確認不足
- ・互助会に提出された領収書の不備

互助会は、これらの改善を図り、適正な事務処理を行われたい。

#### (2) 総務部職員課

互助会に指摘したとおり、改善を要する事務処理が見受けられたことから、市は互助会の事務処理の改善について指導・監督を行うべきである。

### 2 意見要望事項

今回の監査では、個別指摘事項にもあるように、一部改善を要する事務処理が見受けられた。この一因としては、会員に対して、互助会の目的及び各種要項、手引き等の周知が十分とは言えなかったことが考えられる。今後は、これらの事項に留意の上、適正な事務処理を行い、地方公務員法が求める効果的な事業運営に努めることを望むものである。

#### (1) 互助会

財政援助団体として、市から交付金を受けていることを認識の上、会員に対しては互助会の目的及び各種要項、手引き等の周知徹底を図るとともに、厳格に運用されたい。

#### (2) 総務部職員課

交付団体に対して、公平公正な管理運営が図られるよう、適時適切に指導・監督を行うべきである。